

全体についての消防計画作成(変更)届出書

選任された防火(防災)管理者は、消防計画作成しなければなりません。統括防火(防災)管理者の選任が義務となる建物では、廊下・階段・避難口等の共用部分の管理権原が及ぶ範囲が不明確であったり、訓練も部分的な実施となりがちです。このため、統括防火(防災)管理者は「全体についての消防計画」を作成し、管理権原の範囲の明確化や建物全体で行う総合的な訓練の実施など建物全体についての防火管理について記載し、管轄の消防署長に届け出なければなりません。



〈全体についての消防計画に定める事項〉

消防法施行規則第4条

- ・管理権原者の当該権原の範囲
 - ・全体についての防火管理上必要な業務が委託されている場合の当該内容(受託者の氏名、住所、受託者の行う防火対象物の全体についての防火管理業務の範囲・方法)
 - ・全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他全体についての防火管理上必要な訓練の定期的な実施
 - ・廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内
 - ・火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導
 - ・火災の際の消防隊に対する建物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導
 - ・上記に掲げるもののほか、全体についての防火管理に関し必要な事項
- ※各防火管理者の作成する消防計画は「全体についての消防計画」に適合させなければなりません。

管理権原範囲の明確化



〇〇ビル 4階



管理権原の範囲	
①	A 建物株 (〇〇ビル)
②	B 会社
③	株C 食品
④	D 不動産株
⑤	E 商事
⑥	株F フード

届出書類

全体についての消防計画作成(変更)届出書は、建物全体についての消防計画を定めた際又は変更した際に、その旨を管轄の消防署長へ届け出るときに必要となる様式です。

共同防火(防災)管理協議事項を届出済の場合は、追加・変更部分のみの添付でも可能です。



全体についての消防計画作成(変更)届出書



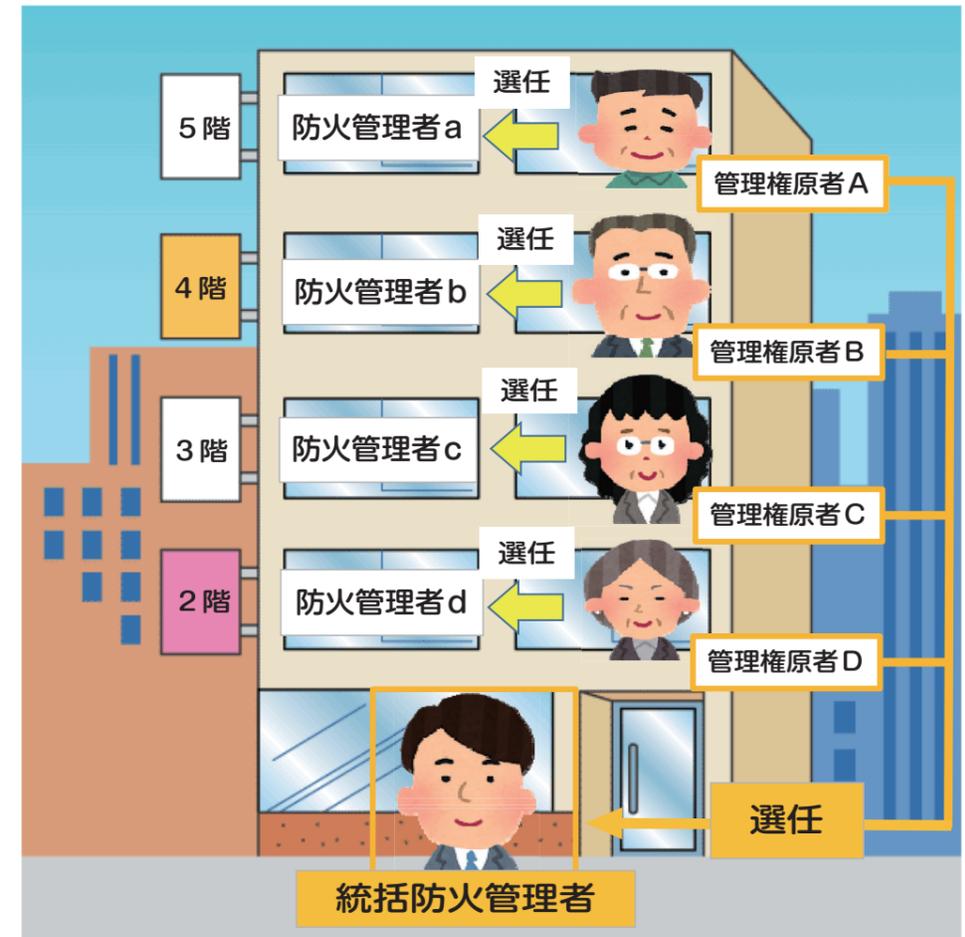
全体についての消防計画

統括防火・防災管理制度について

近年、雑居ビル等で多くの死傷者を伴う火災が相次いで発生していることや、東日本大震災での激しい揺れにより高層ビル等において人的・物的被害が発生したことを受け、防火防災体制を強化するため統括防火管理者・統括防災管理者の選任義務が消防法で定められています。

統括防火・防災管理者とは

消防法では、複数のテナント等が入る一定規模以上の建物において、その管理権原が分かれている場合、各々の部分ごとに防火(防災)管理者を選任する一方、建物全体の防火(防災)管理を一体的に行うため、協議して統括防火(防災)管理者を選任し、建物全体にわたる防火(防災)管理業務を行わせることを各管理権原者に対して義務付けています。(消防法第8条の2・第36条 平成26年4月1日施行)



尼崎市消防局 (06) 6481-0119

予防課直通 6481-3964

中消防署	6401-0119	三和分署	6412-0119	
東消防署	6494-0119	常光寺出張所	6401-5119	
西消防署	6411-0119	武庫分署	6431-0119	大庄出張所 6416-0119
北消防署	6421-0119	園田分署	6492-0119	塚口出張所 6422-0119

統括防火管理者の選任が必要な建物

統括防火管理者が必要な建物は、管理権原者が複数いる建物のうち、建物の種類(用途)や階数、収容人員(従業員、利用者等の人数)により、下表のとおり定められています。(消防法施行令第3条の3)

これに該当する建物の各管理権原者は、一定の資格を有する者から統括防火管理者を協議して選任し、管轄の消防署に届け出なければなりません。

	建物の種類	建物の種類	建物の収容人員
1	高さが31mを超えるもの	階数規定なし 全ての建物に必要	収容人員規定なし 全ての建物に必要
2	消防長または消防署長が指定する地下街		
3	準地下街		
4	特定防火対象物のうち、6項口(特別養護老人ホーム等)を含むもの	3階以上のもの	10人以上
5	特定防火対象物	3階以上のもの	30人以上
6	非特定用途の複合用途防火対象物	5階以上のもの	50人以上

※収容人員は建物全体で算定

統括防火管理者の資格

統括防火管理者は、防火管理者の資格を持つ者のうち、建物全体の防火管理業務に必要な権限及び知識を有する者として、次の条件を満たす必要があります。(消防法施行令第4条)(消防法施行規則第3条の3)

- ・各管理権原者から、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。
- ・各管理権原者から、防火管理上必要な業務の内容について説明を受けており、かつ、内容について十分な知識を有していること。
- ・各管理権原者から、建物の位置、構造、設備の状況等について説明を受けており、かつ、その内容について十分な知識を有していること。

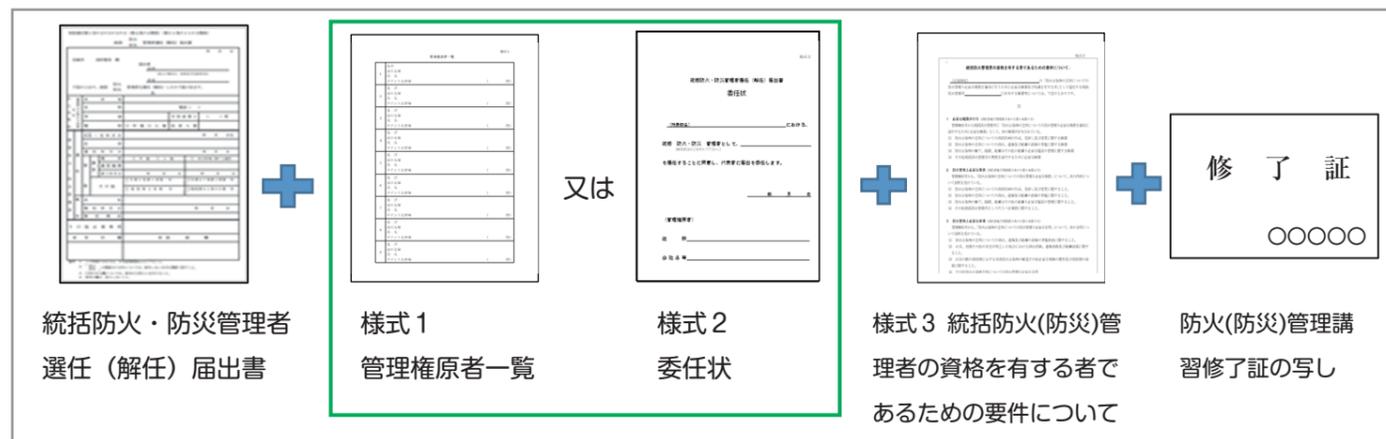
統括防火・防災管理者の選任届出要領

1. 連名又は委任状による場合

「全ての管理権原者の連名による届出」又は「届出者以外の管理権原者の委任状を添付した届出」をいいます。

連名の場合は、選任(解任)届出書の届出者欄に「別紙のとおり」と記載し、様式1「管理権原者一覧」に全ての管理権原者を記載したものを添付してください。

委任状の場合は、選任(解任)届出書の届出者欄に「代表者」を記載し、届出者以外の全ての管理権原者の様式2「委任状」を添付してください。



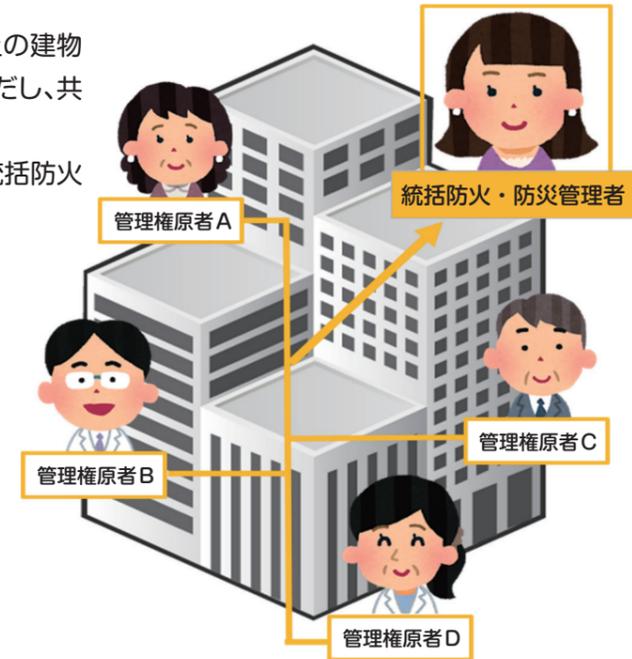
統括防災管理者の選任が必要な建物

統括防災管理者が必要な建物は、下表に記載の規模以上の建物で、管理権原者が複数いる場合は、全て対象となります。ただし、共同住宅及び倉庫等の建物用途は除きます。

なお、防火管理者が必要な建物では、統括防災管理者は統括防火管理者を兼務しなければなりません。

	建物の階数	延べ面積
1	地上11階以上	10,000㎡以上
2	地上5階以上10階以下	20,000㎡以上
3	地上4階以下	50,000㎡以上
4	地下街	1,000㎡以上

※複合用途の場合は、共同住宅及び倉庫部分を除いた延べ面積で算定



統括防災管理者の資格

統括防災管理者は、防災管理者の資格を持つ者のうち、建築物その他の工作物において防災管理業務に必要な権限及び知識を有する者として、次の条件を満たす必要があります。(消防法施行令第48条の2)(消防法施行規則第51条の11)

- ・各管理権原者から、防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。
- ・各管理権原者から、防災管理上必要な業務の内容について説明を受けており、かつ、内容について十分な知識を有していること。
- ・各管理権原者から、建築物その他の工作物の位置、構造、設備の状況等について説明を受けており、かつ、その内容について十分な知識を有していること。

2. 共同防火(防災)管理協議会を継続して設置する場合

共同防火(防災)管理協議事項が作成されている場合で、「協議会の代表者による届出」をいいます。

選任(解任)届出書の届出者欄に「協議会の代表者」を記載し、共同防火(防災)管理協議事項の写し(協議会の構成員が現状と一致する最新のものを添付してください。すでに共同防火(防災)管理協議事項が届出されていて変更がない場合も、再度添付してください。

ただし、統括防火(防災)管理者の資格を有する者であるための要件(様式3参照)が、すでに作成されている共同防火(防災)管理協議事項に記載のない場合は、左記1. 連名又は委任状による場合による届出を行ってください。

